広島市児童相談所

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目 15 － 55　北棟 3 階

電話　082-263-0694　FAX　082-263-0705

ホームページアドレス　http://www.city.hiroshima.lg.jp（広島市ホームページ）

E-mail　jiso@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8 月 6 日を除く）

ただし、虐待に関する通報・相談は、夜間・休日であっても、24 時間電話受付をしています。

【相談業務内容】

18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが解決方法を一緒に考え、アドバイスを行いながら、その子に必要な次のような支援を行います。

（子ども・保護者等への必要な支援・指導、心理診断、カウンセリング、一時保護、乳児院や児童養護施設などへの入所、里親での養育、適切な他機関への紹介　など。）

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所。来所の際は、できるだけ事前に予約をしてください。

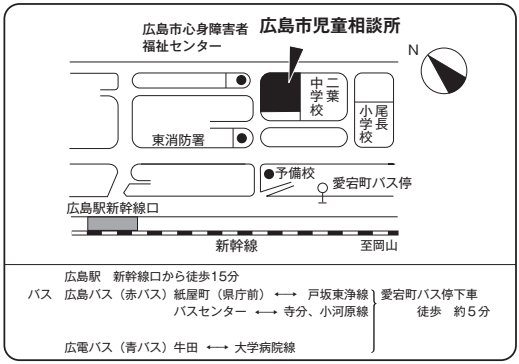

広島市こども療育センター

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目15－55

電話　082-263-0683　FAX　082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

0歳から18歳未満の障害児や心理面に課題をかかえる子ども等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

・児童の発達に関すること

・児童の心理に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市こども療育センターには、療育相談所、児童発達支援センター（育成園、二葉園、山彦園）及び児童心理治療施設（愛育園）が設置されています。（令和2年11月現在）

※建替え工事に伴い、育成園及び山彦園は仮設施設において運営しています。

〈仮設施設の所在地〉

〒732-0803　南区南蟹屋二丁目1－11

電 話　082-287-3810（育成園）

082-287-3830（山彦園）

FAX　082-287-3866

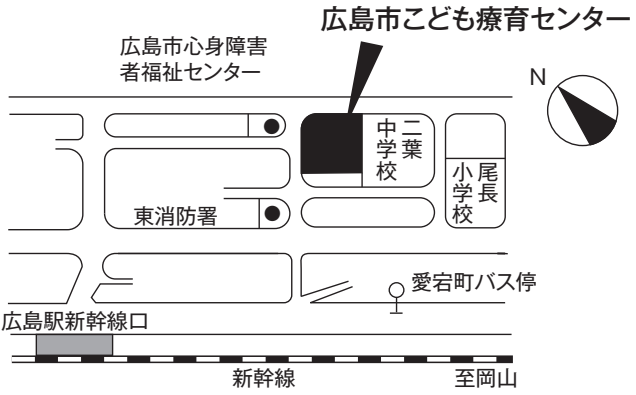

広島駅　新幹線口から徒歩15分

バス　広島バス（赤バス）紙屋町（県庁前）⟷ 戸坂東浄線
　　バスセンター ⟷ 寺分、小河原線
　　広電バス（青バス）牛田 ⟷ 大学病院線

愛宕町バス停下車
徒歩　約5分

広島市こども療育センター
　〒 732-0052　東区光町二丁目 15 － 55
ただし、育成園及び山彦園は
　〒 732-0803　南区南蟹屋二丁目 1 － 11

バス運行のお知らせ

新幹線口⇔児童総合相談センターの無料連絡バスをご利用ください。

●運行日　月曜日～金曜日〔祝、祭日を除く〕
●運行時刻

便	センター発	新幹線口発	センター着	備　考
1	10：05	10：15	10：20	
2	12：00	12：10	12：15	水曜日運休
3	13：00	13：10	13：15	水曜日運休
4	14：00	14：10	14：15	

●その他
①神田山荘行き・総合リハビリテーション行きのバスに乗りまちがえないようにご注意ください。
②バス停付近にゴミを捨てないでください。
③業務の都合により運休する場合があります。

●新幹線口停車場所

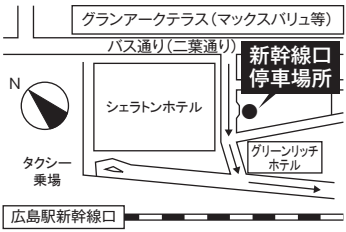

＊センター発着場は、心身障害者福祉センター正面玄関前です。

広島市西部こども療育センター

【所在地】

〒731-5138　佐伯区海老山南二丁目２－18
電話　082-943-6831（代表）082-943-6832［相談専用］
FAX　082-943-6865

【相談日時】

月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

【相談業務内容】

０歳から18歳未満（主に０歳から就学前まで）の障害児等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

・児童の発達に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市西部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター（なぎさ園）が設置されています。

五日市駅 ●●●●●●●● JR西日本 山陽本線

広電五日市駅 ●●●● 広島電鉄 宮島線

五日市駅北口バス停 ●●●● 広電バス
彩が丘団地線　藤の木団地線　東観音台団地線
薬師が丘線（以上の五日市駅北口系統）
石内線　山田団地・美鈴が丘高校線（中地経由）

五日市駅南口バス停 ●●●● 広電バス
湯来・杉並台団地線
東観音台団地線（五日市駅南口系統）

下車後 »» 徒歩（南へ）▸▸▸ 約12~15分
または
シャトルバス ▸▸▸ 約 5 分

シャトルバス時刻表

●休館日，診療予定のない日等は運休

西部こども療育センター	▶ 五日市駅南口バス停	五日市駅南口バス停	▶ 西部こども療育センター
10:15	▸▸▸10:20	10:20	▸▸▸10:25
10:30	▸▸▸10:35	10:35	▸▸▸10:40
11:50	▸▸▸11:55	11:55	▸▸▸12:00
12:30	▸▸▸12:35	12:35	▸▸▸12:40
13:40	▸▸▸13:45	13:45	▸▸▸13:50
14:05	▸▸▸14:10	14:10	▸▸▸14:15
16:35	▸▸▸16:40		

＊都合により変更することがありますので，初めてのご利用の際はお電話でご確認ください

臨港道路・廿日市草津線（商工センター方面）から

新八幡川橋をわたり，みずとりの浜公園前（信号）交差点を右折後，道なりに約500mお進みください

宮島街道から

五日市港入口交差点から南下し，五日市渚ガーデン（信号）交差点の一つ手前の交差点を左折後，約300mお進みください

A CCESS MAP

広島市北部こども療育センター

【所在地】

〒731-0223　安佐北区可部南五丁目８－70
電話　082-814-5801　FAX　082-815-0541

【相談日時】

月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

【相談業務内容】

０歳から18歳未満（主に０歳から就学前まで）の障害児等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

・児童の発達に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市北部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター（くすのき園、わかば園）が設置されています。

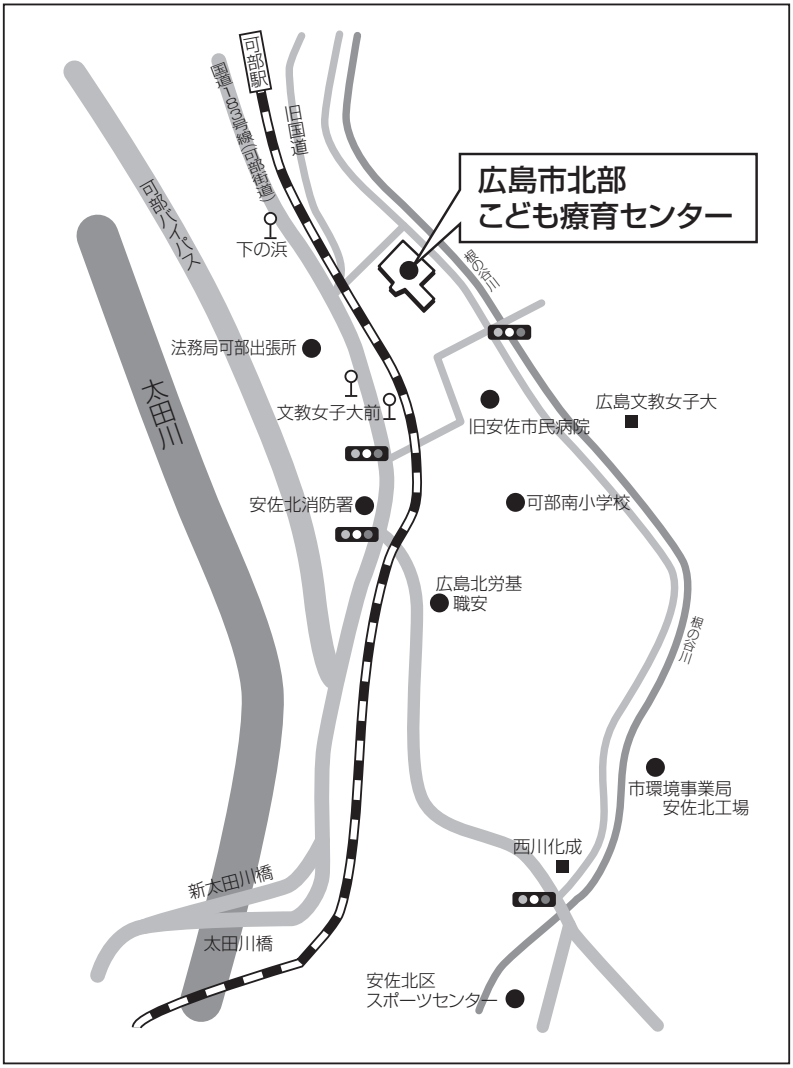

可部駅
国道183号線(可部街道)
旧国道
広島市北部
こども療育センター
可部バイパス
下の浜
根の谷川
法務局可部出張所
太田川
文教女子大前
旧安佐市民病院
広島文教女子大
安佐北消防署
可部南小学校
広島北労基
職安
根の谷川
市環境事業局
安佐北工場
西川化成
新太田川橋
太田川橋
安佐北区
スポーツセンター

広島修道院　子ども・なんでも相談ステーション

【所在地】

〒732-0052　東区光町１丁目17－12　飯田ビル104

電話　082-263-3058　FAX　082-261-1114

【相談日時】

毎日（担当者不在の時もあります）

【相談業務内容】

子どもの健全育成を願い、子育てにおける悩み相談をお受けしています。

保育士、児童相談員、栄養士、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士などの専門スタッフが、ご相談に応じます。場合によっては訪問活動や日中の一時預かりもいたします。

⑴発育相談（成長、発達など）⑵情緒発達（心や体の変化など）⑶栄養指導（離乳食、幼児食、好き嫌いなど）⑷生活指導（遊び、勉強、しつけなど）⑸保健指導（身体、病気のことなど）⑹生活問題（不登校、いじめ、虐待など）

※身体的・精神発達上の専門的な相談については、専門機関を紹介します。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話及び面談　※面談をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

広島市青少年総合相談センター

家庭、学校、地域社会、関係機関が一体となり次代を担う青少年の成長を支援するとともに青少年の様々な心の苦しみや痛み、思いを受け止めることができるよう、有機的に機能できる相談指導体制を備えた機関として設置されています。

【所在地】

〒730-8586　中区国泰寺町一丁目４－15
（市役所北庁舎別館１階）
電話　082-242-2117　FAX　082-242-2018

【対象者】

幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題などの相談に、専門の相談員が一緒に考えます。

【相談業務内容及び日時】

相談業務内容	電話	相談時間
青少年相談 ・不登校、ひきこもり、友達関係、学習、進路、子育て、子どもへの関わり方などについて	082-242-2117	月～土曜日 午前９時～午後５時 祝日、年末年始及び８月６日を除きます。
いじめ110番 ・「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どもSOS」に関する相談	082-242-2110	24時間
障害のある子どもについての就学・教育相談	082-504-2197	月～金曜日 午前９時～午後５時 祝日、年末年始及び８月６日を除きます。
分室（児童総合相談センター ３階）でも行っています。 〒732-0052　東区光町二丁目15-55	082-264-0422	

【相談について】

・電話相談・面接相談を行います。（面接相談は予約が必要です。）
・秘密は厳守します。
・相談は無料です。

青少年総合相談センター

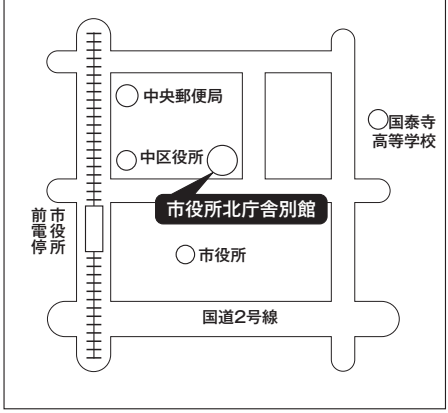

〒 730-8586
中区国泰寺町一丁目 4 － 15
（市役所北庁舎別館 1 階）

路面電車、バス　市役所前
下車徒歩 1 分

青少年総合相談センター(分室)

〒 732-0052
東区光町二丁目 15 － 55
（児童総合相談センター 3 階）

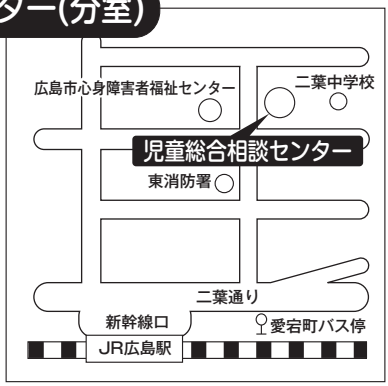

広島駅新幹線口から徒歩 10 分
愛宕町バス停下車　徒歩 6 分

ひろしま　チャイルドライン

【実施主体】

NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション

【電話番号】

子どもがかけるでんわ（大人の方はご遠慮下さい）

電話　0120-99-7777

【相談日時】

毎日　午後 4 時～午後 9 時

【相談業務内容】

4 つのやくそく

1. ヒミツはまもるよ。
1. 名前は言わなくてもいい。
1. どんなことも、いっしょに考える。
1. 切りたいときは、電話を切っていい。

安心してかけておいで

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話してください。

ヤングテレホン広島

【電話番号】

電話　082-228-3993

【相談日時】

24 時間

【相談業務内容】

非行問題や犯罪被害をはじめ、友人関係、親子関係、学校問題、いじめなど少年に関する相談を受けています。

少年本人からの相談はもちろん、家族や友達からの相談でもかまいません。

※　例えば：夜遊びや無断外泊が多くなった
いじめを受けている
子供が家で暴れる
先輩や同級生から暴力を受けた、お金を要求される
暴走族や非行グループに入っているかも…　など

【相談料】

無　料

【相談方法】

お電話ください。

【その他】

メール相談も受け付けています。
県警ホームページからアクセスしてください。

ただし、メールによる返信は行っていません。こちらからは電話で返答します。

県警ホームページアドレス

http://www.pref/hiroshima.lg.jp/site/police/

にんしんSOS広島

思いがけない妊娠に関するお悩み相談の窓口です。
相談は無料で秘密は厳守します。
ひとりで抱え込まないで相談してください。

【運営団体】

広島県から産前・産後母子支援事業の委託を受けた「にんしんSOS広島」が運営しています。

【相談内容】

「生理が遅れている…妊娠したかも」
「妊娠していた。…親にも誰にも言えない」
「産みたい…でも育てられないかも…」
「妊娠」や「妊娠したかも」に戸惑っている方、どんなことでも相談してください。

どなたでも安心して匿名・ニックネームでも相談できる窓口です。

【相談方法】

電　話　0800-805-5151（フリーダイヤル）
〈受付〉月曜日・水曜日・金曜日　13時～20時30分
火曜日・木曜日・土曜日　10時～18時
お休み　日･祝･年末年始(12月28日～1月4日)
奇数月第2水曜日

メール　24時間受付。
公式HPの相談フォームに相談内容を記入して送ってください。
ホームページアドレス　https://nsosh.jp/sos.html

【こどもへの虐待に関する相談】

団体名称	特定非営利活動法人　ピピオ子どもセンター
連絡先	事務局：広島市中区上幟町２－36　S・ウィングビル505 電話　082-221-9563 FAX　082-555-3659
活動日時	随時
主な対象	虐待や暴力など、さまざまな理由で安心して生活できる家庭や居場所がない子どもたち。
主な活動内容	子どもシェルター「ピピオの家」（女子用）の運営 自立援助ホーム「はばたけ荘」（男子用）の運営

広島ひきこもり相談支援センター

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。(厚生労働省ガイドラインより)

広島ひきこもり相談支援センターでは、各種相談を通じて、ひきこもりの方の社会参加や自立を支援します。

【対　　象】

概ね18歳以上のひきこもりの方とその家族など

【相談内容】

(1)　電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。ただし、面接相談は予約が必要です。

(2)　相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるように支援します。

【相談費用】

無　料

［設置場所及び相談時間など］

	西部センター	中部・北部センター
所 在 地	西区楠木町一丁目8-11	安芸区中野東四丁目5-25-2F (Senoリバービレッジ内)
運　　営	特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSS	特定非営利活動法人 FOOT & WORK
開所時間	月・水・木・金・土曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)	月・水・木・金・土曜日 午前8時45分～午後4時45分(祝日を除く)
電　　話	082-942-3161	082-893-5242
E-mail	hiro-shien@grape.plala.or.jp	hikikomori@footandwork.com
	※メールではお住まいの区をお知らせください。原則として、1週間以内にご連絡いたします。緊急性の高い内容には対応できかねますのでご了承ください。携帯電話をご利用の場合は、上記のアドレスからのメールが受信できるよう設定してください。	
U R L	http://cross-hiroshima.com/index.php/center	https://footandwork.com/independence/advice/index.html
担当地区	広島市（安芸区を除く）、大竹市、廿日市市	広島市安芸区、東広島市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町、府中町、海田町、坂町、熊野町等
M A P		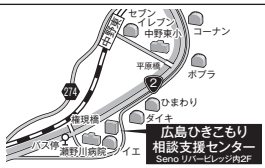
アクセス方法	JR横川駅徒歩7分	JR中野東駅徒歩10分 芸陽バス権現下車徒歩5分

※上記のほか、三原市に東部センターがあります。

【引きこもり・不登校・発達障害に関する相談】

相談機関名	KHJ 広島「もみじの会」 （特定非営利活動法人「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」広島支部）	
連　絡　先	〒 733-0002 西区楠木町一丁目 8 － 11（NPO 法人 CROSS 内） 電話　082-942-3160 FAX　082-942-3162 ※連絡先（前川　携帯 090-8060-0054）	
相談日時	第 2 日曜日 午後 1 時～	広島市西区地域福祉センター 4 階ボランティア研修室
主な相談対象	引きこもりの子を持つ家族	
主な相談内容	・会員間の情報交換、専門家の講演などを実施しています。	

相談機関名	楽らくゼミナール【URL　http://www.rakuzemi.com】
連　絡　先	〒 730-0847 中区舟入南一丁目 4 － 41 電話　082-234-1004 　　080-6341-4828
相談日時	月～金曜日　午前 11 時～午後 2 時
主な相談対象	不登校、発達障害の子を持つ保護者 不登校の子、発達障害の子
主な相談内容	不登校、発達障害に関する相談 不登校、発達障害の子への訪問支援
相　談　料	電話相談は無料　訪問支援は有料

少年サポートセンターひろしま

【所在地】

〒730-8586　中区国泰寺町一丁目４－15　市役所北庁舎別館１階
電話　082-242-7867（なやむな）
ホームページアドレス　https://www.city.hiroshima.lg.jp
E-mail　ikusei@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日：午前10時～午後５時
（祝・休日、８月６日及び年末年始を除きます。）

【相談内容】

少年の非行問題全般、少年犯罪に関する相談を受け付け、広島市教育委員会と広島県警察が連携して、非行防止から立ち直りまでの一貫した支援を行います。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話、面接又はメール

【対象】

少年・保護者等

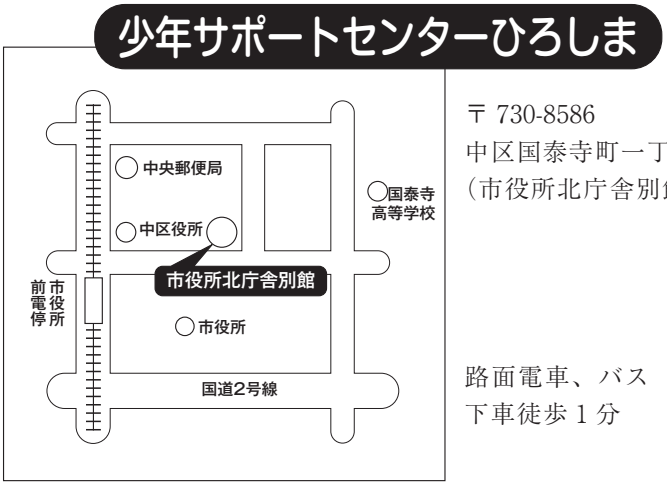

〒730-8586
中区国泰寺町一丁目４－15
（市役所北庁舎別館１階）

路面電車、バス　市役所前
下車徒歩１分

児童アフターケア　ひかり

【所在地】

〒732-0052　東区光町１丁目17－12　飯田ビル104

電話　082-261-1124　FAX　082-261-1114

E-mail　aftercare@sweet.ocn.ne.jp

ホームページアドレス　http://hiroshima-hikari.com/

【相談日時】

開所日	火曜～日曜日	
時　間	火曜～金曜日	午前９時～午後５時
	土曜日	午前９時～午後６時
	日曜日	午後０時～午後６時

【相談業務内容】

事業の目的

社会的養護に関わる児童

児童養護施設、ファミリーホーム、里親、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という）からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活することを目的とする。

事業概要

⑴　事業の対象者

ア　広島市内の児童養護施設等からの退所を控えた児童

イ　児童養護施設等を既に退所した児童等であって、本市内に居住又は通勤・通学している児童等

⑵　退所前・退所後支援

ア　自立生活技術支援講習会

ソーシャル・スキル・トレーニング（略称:SST）

児童等が退所後つまずきやすい問題について、児童・関係者を対象に講習会（SST）を実施する。

イ　進路・学習指導

施設担当者と連携の上、希望する中高生を対象に学習指導や進路指導を行い、学習への契機とする。また、施設における学習環境づくりについて担当者ともに検討する。

ウ　退所前生活体験支援

退所前のひとり暮らしの体験として、短期間体験場所を提供する。

エ　就労支援活動の準備

専門機関等と連携し、就労準備活動（仕事についての理解、就労体験）を施設とともに計画する。

オ　地域体験活動の実施

関係機関の協力を得て、地域の銀行、病院、役所等の利用体験するSSTを実施する。

⑶　退所後支援

ア　個別相談

・児童等の個別の課題について相談に応じ、必要に応じて他の専門機関と連携をしながら、きめ細かな支援を行う。

・司法書士等による法律相談支援。司法書士等と契約し、法律相談が必要となるケースへの（金銭トラブル等）対応を行う。

イ　退所児童への戸別訪問

施設退所1年から2年目の退所児童等※の戸別訪問を実施することで、アフターケアとの繋がりをつける。

※児童相談所より引き継いだ児童、SSTで関わった児童、また退所前に援助した児童も対象とする。

ウ　児童等の交流スペースの提供

児童同士の情報交換等ができるよう、アフターケア事業所内に交流スペースを設け、児童がくつろぐことのできる場を提供する。必要に応じて多目的室も利用する。

エ　イベントの企画

食事会（毎月）を企画し、退所児童等が集まる機会を提供する。

特に、大晦日、正月に食事会を実施することにより、退所児童等の孤立を防ぐ。

オ　緊急避難場所の提供

失業等により突然住居を失った卒業生に対し、短期間、生活場所を提供し、自立の準備期間を確保する。

⑷　情報提供・広報活動

ア　専用ホームページによる情報発信

毎月1回、その月のリーピングケア、アフターケアについてお便りをアップする。

行事の報告として、その都度ブログの更新を行う。

⑸　当事者活動の支援

当事者間でイベントを計画し、活動することを奨励する。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話、来所、訪問

【家庭環境に恵まれない子どもたちへの支援】

団体名称	特定非営利活動法人　食べて語ろう会
連絡先	事務局：電話　082-962-2211 FAX　082-962-2211 E-mail　motomachinoie@outlook.jp
活動日時	毎日　午前11時～午後5時（行事等、休む場合があります） 食べて語ろう会　基町の家（中区基町20－7－559）
主な対象	家庭環境に恵まれない子ども・青少年とその保護者　他
主な活動内容	・家庭環境に恵まれない子ども・青少年に対して、食事を提供する。また、居場所の確保や生活環境を改善する等、必要なアドバイスをする。 ・家庭環境に恵まれない青少年に対する理解と支援を呼びかけ、子ども・青少年たちが穏やかに成長できる環境を整える。